



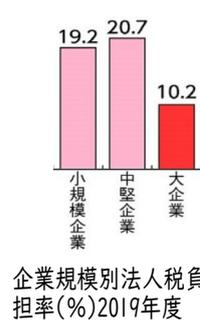
困った人への現金給付、超大金持ち優遇税制を改めればできる

売上げから配当金が出るまで	
売上高	
売上総利益	売上げ原価
営業利益	販売費管理費
経常利益	営業外損益
純利益	法人税
配当	内部留保
純利益	法人税
配当	内部留保

売上げから、原価を引き、販売費、管理費を引くと、営業外損益(会社所有の株を売った利益等)を引くと、経常利益になる。これに法人税がかかる。残った純利益から配当が出て、内部留保積み増しとなる

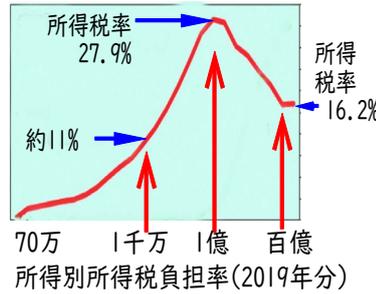
大企業向けには法人税減免措置があるので、純利益が増え株主への配当が増える。内部留保は将来配当に使える

大企業には様々な減免措置があるので法人税負担は中小企業の約半分。



コロナで困った人への現金給付、国債に頼らずとも、超大金持ち優遇大企業優遇法人税制を改めればできるのです。左端の図のように法人税は売上げから、色々な費用を差し引いた後の経常利益にかかる。残りが配当など大資本家の懐に。

超大金持ち、百億円超では16%。円超えと少なくなり、億超えは16%。



その分純利益が増え、配当が増える。これで大企業の大株主、超大金持ちの収入が増える。次の図を見て欲しい。所得が一億円で所得税負担率は約28%。それを超

消費税は福祉の導入された。一九九九年までの総消費税は三

派遣切りに遭った人は

派遣切りでホームレス、財布に千円：パンを買にも容赦なく10%の消費税を取られる。一方、金余りの人向けに数百万円もの高級腕時計の広告が溢れている。こうした贅沢品には昔のように物品税をかけ、法人税減免、金持ち優遇税制を改めれば消費税は要らないのでは？

あなたはどう思われますか？

横浜市南スポーツセンター

横浜市南区大岡

二〇二一年七月



安部幸兵衛氏(横浜市議や横浜商工会議所委員を歴任)が一九一九年(大正八年)百万円(現在の四十億円相当)を寄付。この地に県立商工実習校、後の県立商工高校が創立された。

強固なアーチ形の玄関は関東大震災後のもの。高校移転後、横浜市南スポーツセンターと大岡地区センターとなった。これを描いた頃は、コロナ対策のワクチン接種会場となっていた。

